

労働時間を短縮

社会情勢の変化に対応

労働基準法の一部改正

終戦後まもなく、まだ焼け跡が多く残る昭和22年に、労働基準法は制定されました。以来、労働者の保護を目的としたこの法律は、労働者を守り続けてきたといっても過言ではありません。しかし、当時とは比較にならないほど経済が発展し、社会情勢が変化しました現在、いまの法律のままでは、いろいろな都合がでてくるようになりました。

このため40年ぶりに法律の一部が改正され、昭和63年4月1日から実施されることになりました。

主な内容は、①法定労働時間の短縮 ②各種変形労働時間制の導入 ③年次有給休暇制度の改善などです。

改正のあらましを今回と次回に分けておしらせします。

週48時間から40時間へ

●法定労働時間の短縮

法律の一部改正の第一の内容は、法定労働時間の短縮です。週48時間制を、欧米諸国

業種	規模	1～30人	31～100人	101～300人	301人以上
製造業		48	48	46	46
鉱業		48	48	48	48
建設業		48	48	48	46
運輸交通業		48	48	48	48
貨物取扱業		48	46	46	46
商業		48★	48	46	46
金融広告業		46	46	46	46
映画・演劇業		48★	46	46	46
通信業		46	46	46	46
教育研究業		46	46	46	46
保健衛生業		48★	46	46	46
接客娯楽業		48★	48	48	46
清掃・と畜業		48	48	48	48
官公署		46	46	46	46
その他の事業		48	48	48	46

★の区分に属する規模10人未満の事業場については、法定労働時間は、週48時間、1日8時間（規模5人未満の事業場については、昭和66年3月31日までの間は、週54時間、1日9時間）とする労働時間の特例があります。

実施され、週40時間制への移行は、1990年代前半を目標としています。

しかし、一定の業種又は規模の事業所については、1週間の法定労働時間は、昭和66年3月31日までの間は、従来どおり48時間です。



- ◎塩素系洗剤
 - 次亜塩素酸塩を含有する。漂白剤、トイレ洗剤、カビ取り剤などがあります。
- ◎酸性洗剤
 - 塩酸、硫酸、硝酸、酸性硫酸塩などを含有する強酸性のトイレ・タイル・浴室用洗剤などがあります。

昨年12月に徳島県内で、次亜塩素酸塩を含有する家庭用洗剤（アルカリ性カビ取り剤）を酸性の家庭用洗剤と誤って使用したため、発生した塩素ガスが原因と推定される死亡事故が発生しました。

家庭でカビ取り剤などを使用する時は、説明書を読んで注意してください。

ご注意!!

いっしょに使うと有害ガスが出て危険です

塩素系のカビ取り剤、トイレ漂白剤、漂白剤入クレンザー等 + 酸性タイプのトイレ・タイル用洗剤、消臭剤

長門少年ラグビースクール 生徒募集

- 参加資格 小学3年生～6年生（男女問いません）
- 練習日 毎週日曜日 9:30～11:30
- 練習場所 大津高ラグビーグラウンド
- 会費 月額 500円
- 申込みと詳細問合せ先（新谷宅） ☎ 6-0305(昼) 6-0306(夜)

4月1日は「表示登記の日」

無料相談をご利用ください。

☎日 時 4月1日(金) 9:00～15:00

☎場所 物産観光センター

☎相談内容 土地の分筆・合筆・地目変更・建物の新築・増築・滅失

TYSTELBIRD (3月4日から放送開始)

47チャンネル 俵山テレビ中継局が開局

花瀬峠

水平のUHFアンテナが必要

- UHF用のアンテナが必要です。
- フィーダー（アンテナ引込線）もUHF用に。
- チャンネルをUに切替、UHFのつまみで最良の画面になるように調整します。

“うるおいのある 緑豊かな まちづくり”を

緑と花でつつむ「2本1鉢」運動

強調期間 **3月1日～4月30日**

●緑の羽根募金のお願い

現在、長門市緑化推進協議会(会長 福田市長)では各区に「緑の羽根募金」の協力を、お願いしています。